

令和8年度社会福祉法人勝浦市社会福祉協議会事業計画

基本方針

今日の社会福祉を取り巻く情勢は、少子・高齢社会の進展や人口減少のなかにおいて、住民の福祉に対する需要は、ますます増大し、かつ複雑・多様化、深刻化してきており、住民参加による地域福祉の推進が一層重要となっている。

このような状況に対応していくため、地域福祉を推進する事業の展開と共に在宅福祉事業の推進、各種福祉団体の育成強化及びボランティア活動の推進等、きめ細かな福祉施策を展開し、引き続きふれあいと支えあいに満ちた福祉社会づくりに努める。

1. 社会福祉協議会の運営強化

社会福祉協議会の事業を計画的に展開していくため、理事会、評議員会等を開催し本会の運営強化を図る。

(1) 会議等の開催

- ①理事会
- ②監査会
- ③評議員会
- ④評議員選任・解任委員会
- ⑤勝浦市貸付等審査委員会
- ⑥合同相談運営委員会

2. 地域福祉推進ネットワーク事業

(1) ボランティア連絡協議会との連携・支援

勝浦市ボランティア連絡協議会の事務局を預かり支援・連携により、ボランティア活動の啓発や団体間の連携による活動の充実を図る。

(2) 広報啓発活動の推進

(3) 県主催の会議及び研修会に参加

(4) 各地区社会福祉協議会への福祉活動費助成

各地区内の住民が相互の交流を深め、助け合いながら協力して地域福祉の向上を図れるよう助成金の支給を行う。

(5) ボランティアグループ及び連絡協議会へ活動費助成

ボランティア活動の推進及び発展・充実を図ることを目的として助成金の支給を行う。

(6) ボランティア活動（行事）保険の加入支援

各ボランティア活動及びボランティア行事に関する障害保険等の加入支援を行うことにより安心してボランティア活動が行えるよう保険加入の支援をする。

3. ボランティアセンター運営事業

ボランティア活動等に関する活動相談や各種関係団体との連携及び市民がボランティア活動に参加しやすい情報発信等の調整機能の強化を図り、安定した活動の展開や更なる活動の発展・充実を図る。

(1) ボランティアセンター運営委員会を必要に応じ開催

(2) ボランティア情報誌の発行及びホームページでの情報発信

(3) ボランティア活動の相談、募集、斡旋

ボランティア活動をしたい人やボランティアを必要とする人等からの相談や、ボランティアの登録、並びに活動の斡旋を行いボランティア活動の発展・充実を図る。

(4) ボランティア講座（家族介護講座、災害ボランティア講座等の開催）

講座を通じて様々な知識やボランティアの育成等ボランティア活動の充実を図る

(5) ゆうゆう広場開催

高齢者の一人暮らしの方等を対象に、様々な各種イベントを開催し高齢者のとじこもり防止や仲間づくりの場を提供し高齢者福祉の発展を図る。

(6) ほっとパーティー開催協力

勝浦市ボランティア連絡協議会主催のほっとパーティー開催への共催及び協力し市内の福祉施設入所者の方を招き歌や舞踊等の各種イベントを実施し施設入所者やボランティアの方々等の交流を図る。

(7) 高齢者擬似体験セット等の貸出

地域や学校等に対し、各種体験用具の貸し出しによる福祉教育の充実と推進を図る。

(8) 災害ボランティアセンター資機材整備

災害ボランティアセンター運営等に係る資機材の備蓄整備を図る。

(9) ボランティア交流サロン

ボランティア活動者同士の交流の場として、情報交換や活動紹介等が出来る場を提供し、安定・継続した活動の展開や更なるボランティア活動の発展・充実を図る。

4. 福祉振興基金活動事業

(1) ボランティア活動費助成（グループ・連絡協議会）

ボランティア活動に係る活動費の助成を行いその活動を支援する。

5. 低所得者援護対策事業

(1) 生活福祉資金相談及び貸付（福祉資金・教育支援資金・総合支援資金等）

比較的所得が少ない世帯・障害者・高齢者世帯に対して資金の貸付と民生委員及び社会福祉協議会等が必要な相談支援を行うことによって、その世帯の経済的な自立と生活の安定を図る。

(2) 勝浦市福祉資金貸付金庫の相談及び貸付

一時的又は応急的支出を要する場合に、その資金の貸付けを行うことにより、経済的自立、更生を図る。

(3) 法外援護

(4) 歳末たすけあい援護金の支給

共同募金運動の一環として新たな年を迎える時期に、支援を必要とする方たちが地域で安心して暮らすことができるよう、市民の方々の参加や理解を得て歳末たすけあい募金運動を実施し援護金の支給を行う。

6. 児童福祉対策事業

(1) 子どもの遊び場整備事業

(2) 特別支援学校児童への図書カード配布

7. 老人福祉対策事業

(1) 独居老人安否確認事業（お元気コール）の実施

一人暮らしの高齢者に対し、各地区社会福祉協議会の協力を得て電話や訪問等による安否確認を行うことにより、地域のつながりや高齢者福祉の発展強化を図る。

(2) 老人クラブ活動の支援（事務局）及び活動費助成

老人クラブは高齢者自らが相集う自主的な組織で、その活動はスポーツ、旅行、カラオケ等高齢者同士のネットワークづくりや社会参加活動に大きな役割を果たしている。社会福祉協議会では、勝浦市老人クラブ連合会の事務局を預かり、活動への協力や活動費助成の支給を行い高齢者福祉の推進を図る。

- (3) 在宅ねたきり高齢者見舞品支給事業（紙おむつ、パッド※廃棄用ゴミ袋）
在宅ねたきり高齢者の方に対し、介護用品（紙オムツ・パッド※廃棄用ゴミ袋）の支給を行い、在宅介護者への経済的負担軽減を図る。
- (4) 敬老慰問金の支給（80歳以上の独居高齢者で生活困窮者）
慰問金を贈り敬老思想の普及向上を図る。
- (5) 救急医療情報キット配布事業
一人暮らしの高齢者に対し、救急医療情報キットを配布し、万一の時に救急隊や第一発見者が迅速に救護活動等ができることを目的とする。
- (6) 介護用品リサイクル事業の実施
市民の皆様から寄せられた介護用品を必要とされている方へ橋渡しを行う。
- (7) 家族介護教室事業の実施
在宅介護者等に対し各種介護の技術を学ぶことにより、家族介護の負担軽減等を図る。

8. 身体障害者（児）福祉対策

- (1) 在宅ねたきり身体障害者（児）見舞品支給事業

9. 合同相談事業

民生委員をはじめ、行政相談員、人権擁護委員の3者体制により、各種心配事等の相談に応じ市民の方々が地域で安心して暮らせるよう支援する。

- (1) 開催計画について
勝浦市役所において市民の方々の各種相談受付を実施
- (2) 合同相談員運営委員会開催
合同相談運営委員の連携強化及び相談事業の運営方法や相談支援方法を研究協議することにより相談事業の発展強化を図る。

10. 趣旨普及事業

地域福祉の普及啓発を目的として、広報誌発行、ホームページ等により福祉活動状況並びに情報発信を図る。

- (1) 広報誌「ふくしかつうら」発行
- (2) ホームページ上での活動状況並びに情報発信

1 1. 受託事業

(1) 日本赤十字社に関する社資募集事務等の実施

(2) 日常生活自立支援事業の実施（県社会福祉協議会委託）

判断能力が十分でないために、適切なサービスの提供を受けられない高齢者や障害者等の方々に対し、福祉サービスの利用手順の援助や代行、財産管理、保全サービスを行うことで、地域で安心して自立した生活が送れるよう生活支援を行う。

1 2. その他の事務・事業

(1) 地区区長会、遺族会、民生児童委員協議会に活動費助成

その他各種福祉団体等への活動費助成

(2) 関係団体等の研修費助成

(3) 千葉県社会福祉大会に参加

(4) 共同募金運動・支会事業に協力

千葉県共同募金会勝浦市支会を担い共同募金運動に協力する

(5) 交通遺児援護事業に協力（県社会福祉協議会事業協力）

交通遺児に対し援護金等を支給することにより就学に係る援助を行うもの

(6) 法人会計に関する事

(7) ホームページの維持管理

(8) 緊急援護

(9) 公用車の維持管理

(10) その他、各種事業等の対応調整